

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)…
- 建築基準法による道路位置の変更……………(同)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…

公報

- 優良映画等の推奨……………
- …(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 開発行為に関する工事を完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 東京都職員共済組合の招集……………
- …(東京都職員共済組合)…

雑報

告示

●東京都告示第九百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月二十一日	小平市回田町二六七・二〇二番一の一部	延長二六七・二〇〇 幅員四・〇〇
----------------------	--------------	--------------------	---------------------

●東京都告示第九百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月二十二日	東村山市多摩湖町二丁目十二番一及び同番十七の各一部	延長二八・〇〇 幅員四・五〇
----------------------	--------------	---------------------------	-------------------

●東京都告示第九百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月二十一日	小平市回田町二百一及び二百九番一の各一部	延長一三四・五七 幅員四・〇〇
----------------------	--------------	----------------------	--------------------

●東京都告示第九百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区信濃町
地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図

凡例

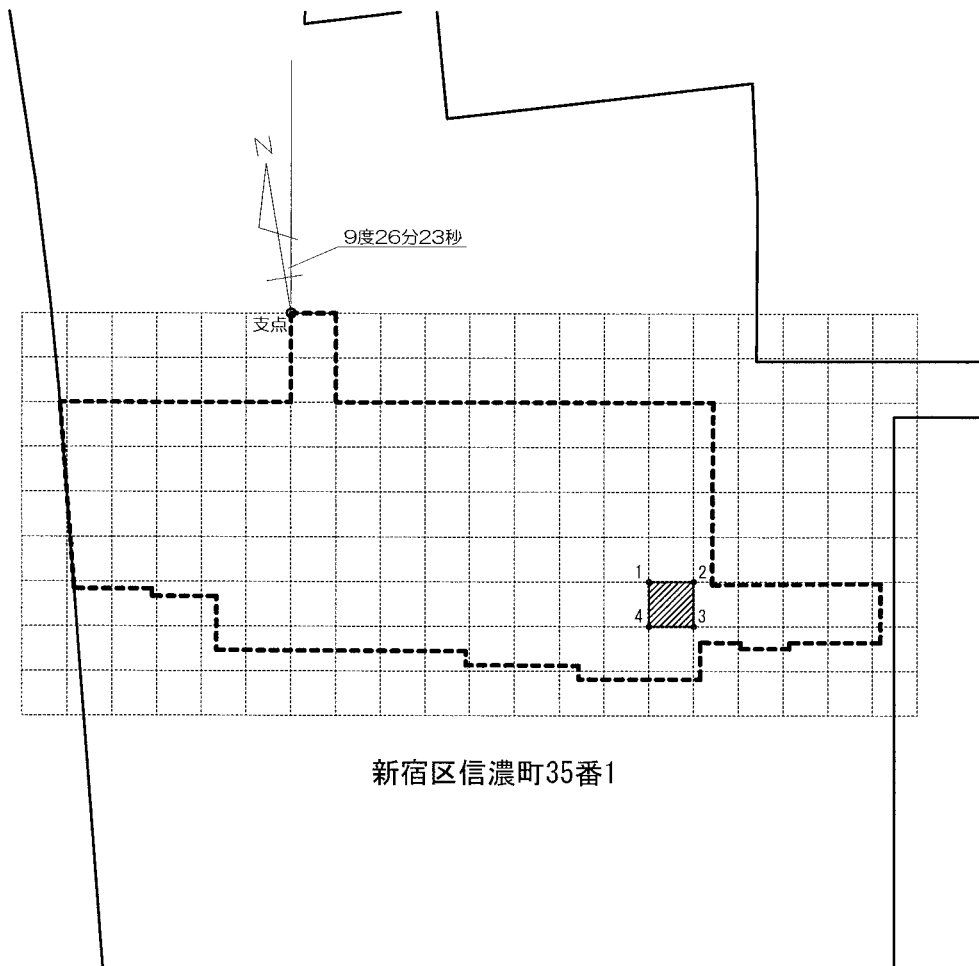
—	筆境界
----	単位区画
■	Ⅱ期調査対象地
▨	形質変更時要届出区域

【支点】
支点は、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
支点	-35218.075	-10461.759
1	-35290.383	-10392.683
2	-35292.023	-10382.819
3	-35300.248	-10394.323
4	-35301.888	-10384.459

【備考】
上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



新宿区信濃町35番1

●東京都告示第九百八十八号

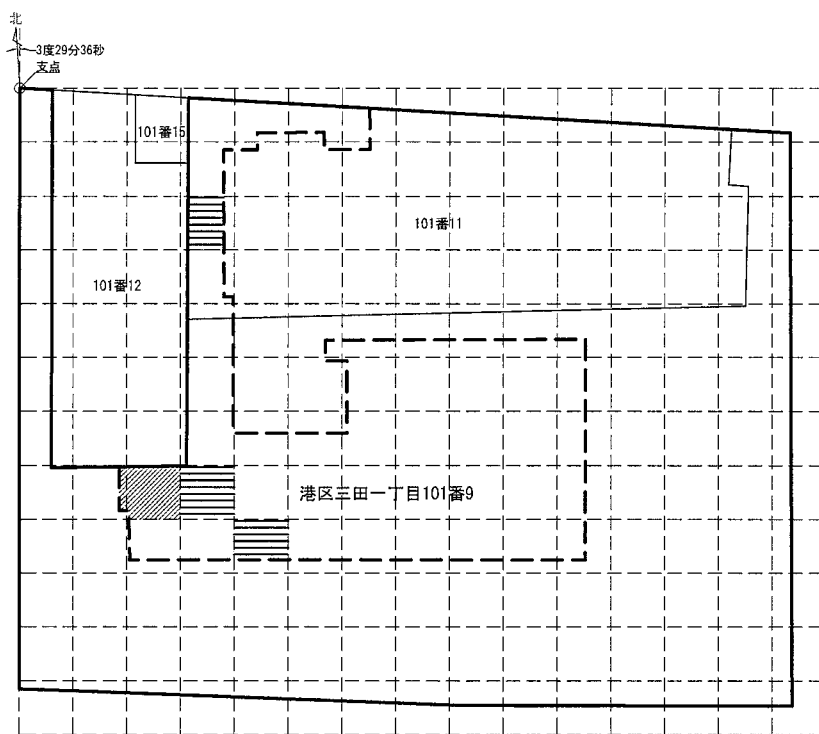
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百五十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界線

〈支点〉
支点は、港区三田一丁目101番9の最北端とする。

〈格子の回転角度：3度29分36秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十九号

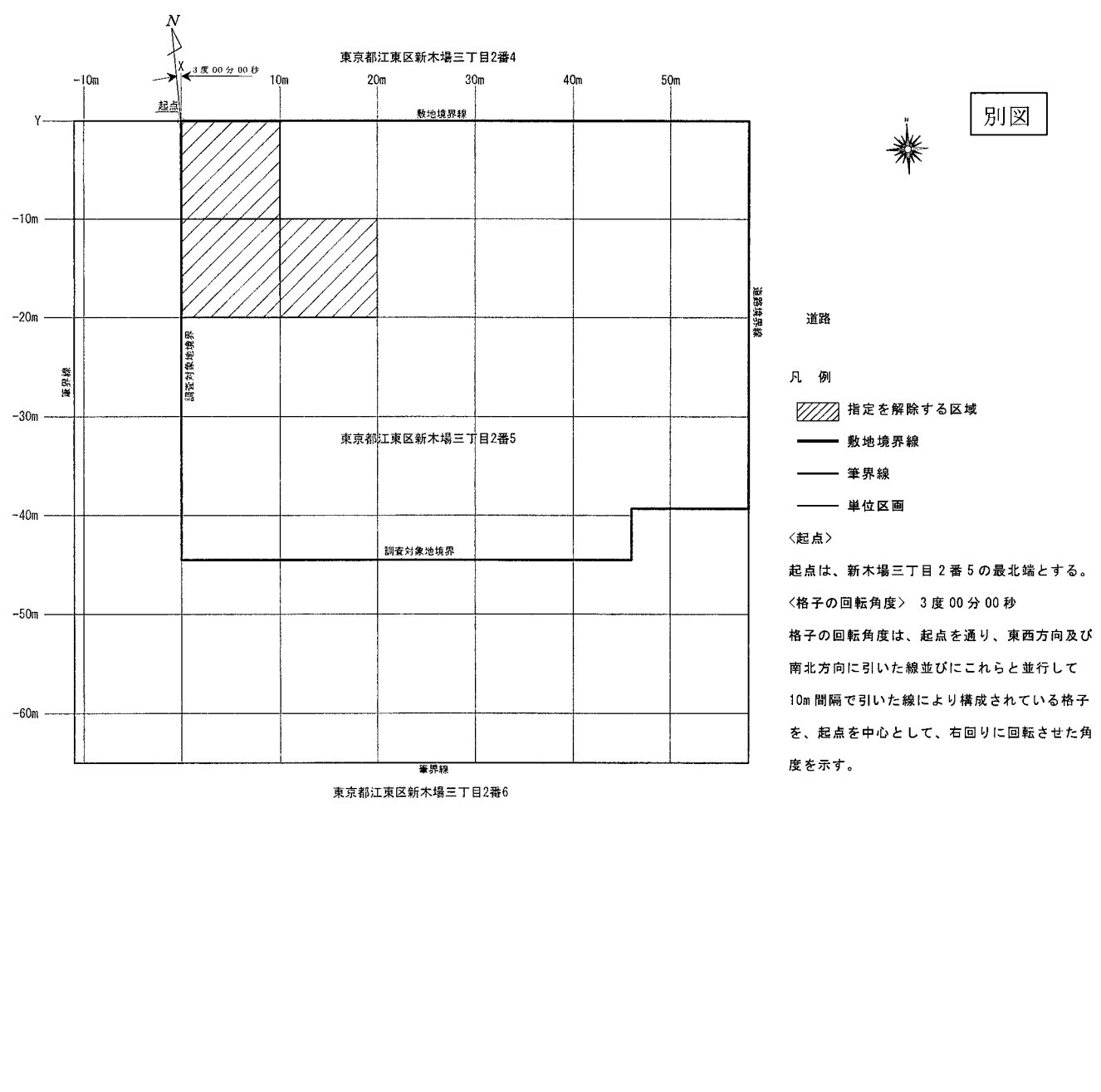
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十年東京都告示第八百六十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 舛添 要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区新木場三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ジクロロメタン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四二七 映画 きみはいい川村 英己 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

四二八 同右 映画 ひつ アードマン 同右

じのショー・アニメーション
バック ションズ
・トゥ・ザ
・ホーム

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京YWCA福祉会

三 代表者の氏名

栗林 和子(坂口 和子)

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区坂下一丁目三十四番地二十五 公益財団法人東京YWCA板橋センター

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教の精神に基づき、ひとりひとりの尊厳が重んじられ、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の中で豊かに生活できるようにすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

東久留米市中央町五丁目四百
十二番二、四百二十六番六、
千五百番三、同番十六及び同
番十七
練馬区桜台二丁目三十七番
八号
リアルエージェンツ株式会社

雑 報

東京都職員共済組合の招集について

平成二十七年第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成二十七年六月十六日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 日時 平成二十七年六月二十九日 午前十時十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 北ブロック三・N会議室

三 議事 議案 平成二十六年年度決算について

代表取締役 市瀬 義明

府中市押立町四丁目十八番六
及び同番七
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

小平市小川町一丁目九百十五
番一及び同番五
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002